

日本薬科大学研究活動の不正行為への対応に関する規程

(目 的)

第 1 条 本学において研究活動を行っている者（以下「研究者」という。）の研究活動の不正行為への対応については、「科学者の行動規範について」（平成18年10月3日、日本学術会議声明）を尊重するとともに、「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」（平成18年8月8日科学技術・学術審議会）及びその他の関係法令通知等に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定 義)

第 2 条 この規程において、「研究活動上の不正行為」とは、本学教職員が研究活動（修学上行われる論文作成を含む）を行う場合における次の各号に掲げる行為をいう。

(1) 捏造

存在しないデータしなないデータ、研究結果等を作成すること。

(2) 改ざん

研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。盗用他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解若しくは適切な表示なく流用すること。

不適切なオーサーシップ研究論文の著者リストにおいて、著者としての資格を有しない者を挙げ、又は著者としての資格を有する者を除外する行為。

(3) 不適切な投稿又は出版

同一内容とみなされる研究論文を複数作成して異なる雑誌等に発表する行為。

(4) 研究費の不正使用

実体のない謝金・給与の請求、物品の架空請求に係る業者への預け金等の不正、実体を伴わない旅費の請求をはじめとして、法令、研究費を配分した機関が定める規程等及び学内規則等に違反する経費の使用をいう。

(学長の責務)

第 3 条 学長は、研究活動の不正行為の防止のために、研究者への啓蒙活動に努めなければならない。

(受付窓口の設置)

第 4 条 本学における研究活動の不正行為に関する告発等（大学内外からの不正の疑いの指摘、本人からの申出等）を受付けるための窓口（以下「受付窓口」とい

う。)を埼玉法人事務局総務課に設置する。

(告発等の取扱い)

第 5 条 告発は原則として、実名等身分を明らかにすること(以下「顕名」という。)により行われるものとし、不正行為を行ったとする研究者、グループ、不正行為の態様等事案の内容を明示し、かつ、不正とする科学的合理的理由を記載したものを書面により提出する。ただし、匿名による告発があった場合は、学長は、告発の内容に応じ、顕名の告発に準じて取扱うことができる。

2 不正行為が行われようとしているなどの告発等に対しては、学長は、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認めたときは、被告発者に対して警告を行う。

(告発者・被告発者の取扱い)

第 6 条 学長は、告発内容や告発者の秘密を守るとともに、告発等についての調査結果の公表まで、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏洩しないよう、関係者の秘密保持を徹底する。

2 学長は、悪意に基づく告発を防止するため、悪意に基づく告発については、告発者の氏名の公表や懲戒処分、刑事告発がありうることを周知する。

3 学長は、告発者に対し、単に告発したことを理由に解雇その他不利益な取扱いを行わない。

4 学長は、被告発者に対し、単に告発がなされたことのみをもって、その研究活動の全面的禁止、又は解雇その他不利益な取扱いは行わない。

(告発等に係る事案の調査)

第 7 条 学長は、第5条の規定による告発を受けたときは、当該告発等がなされた事案について必要な調査を行う。

(予備調査委員会)

第 8 条 学長は、研究者に係る研究活動の不正行為の告発内容の合理性、調査可能性について予備調査を行わせるため、予備調査委員会を置く。

2 予備調査委員会は、次の委員をもって組織する。

(1) 被告発者が所属する学科等の長又は学長が指名する者

(2) 次項に規定する予備調査委員会委員長の指名する者若干名

3 予備調査委員会に委員長を置き、前項第1号に規定する者をもって充てる。

4 予備調査委員会が必要と認めたときは、学外の有識者を委員に加えることができる。

(予備調査)

第 9 条 予備調査委員会委員長は、告発事案について、予備調査委員会を開催し、速やかに予備調査を実施する。

2 予備調査委員会は、告発事案について本調査の適否を判断し、告発受付後原則と

して30日以内にその結果を学長に報告する。

- 3 学長は予備調査の結果を踏まえ、直ちに本調査を行うか否かを決定し、配分機関に報告する。
- 4 本調査を行わない場合は、学長は、その理由を付記し告発者に通知するとともに予備調査の資料を保存し、告発者の求めに応じ開示することができる。

(本調査)

第 10 条 学長が本調査すべきものと判断した場合、前条第2項の報告が行われた日から原則として30日以内に調査委員会を開催し、本調査を開始しなければならない。

この際、選任する委員は告発者及び被告発者と直接の利害関係のない者を選任する。

2 調査委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 学 長
- (2) 学長が指名する者若干名
- (3) 当該被告発者に係る研究分野の専門知識を有する者若干名
- (4) 調査委員会委員長が特に必要と認めた者
- (5) 公正及び透明性の確保の観点から、大学外の第三者（弁護士、公認会計士等）を委員として含め、大学及び告発者、被告発者と直接の利害関係を有しない者とする。また、学長は必要に応じて学外の有識者が半数以上で構成された調査委員会を設置することができる。

3 調査委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

4 研究費の不正使用に関わると判断され、調査委員会が必要と認めたときは、事務長、経理課長、業務グループ長を委員に加えることができる。

5 学長は、調査委員会委員の氏名及び所属を告発者及び被告発者に通知する。告発者及び被告発者は、通知された日から2週間以内に異議申立てをすることができる。異議申立てがあった場合、学長は、その内容が妥当であると判断した場合には、当該異議申立てに係る調査委員会委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

6 本調査の開始を決定した場合、学長は、告発者及び被告発者に対し本調査を行うことを通知し、調査への協力を求める。被告発者が本学以外に所属している場合は、当該所属機関に通知する。また、当該事案に係る研究に対する資金の配分機関にも本調査を行う旨を報告する。

7 本調査は、指摘された当該研究に係る論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査並びに関係者のヒアリング、再実験の要請、各種伝票、証拠書類、申請書等の関係書類の精査等により実施する。この際、被告発者に弁明の機会を与えな

ければならない。

- 8 調査委員会は本調査の実施に際し、告発等に係る研究に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとることができる。

(不正行為の疑惑への説明責任)

第 11 条 調査委員会の調査に対して、被告発者が告発内容を否認する場合には、研究成果については自己の責任において当該研究の科学的適正な方法と手続並びに論文等の表現の適切性について科学的根拠を示し、研究費の使用については自己の責任において、当該研究費の使用が適正な方法と手続きに則して行われたことを関係書類等を示して説明しなければならない。

- 2 前項の被告発者の説明において、被告発者が生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬等の不存在、勤務時間を確認する資料、支払い関係書類等、本来存在すべき基本的な要素の不足により証拠を示すことができない場合は合理的な保存期間（論文発表後5年間を原則とし、各研究分野の特性に応じ5年間を超えてこれと別の定めをすることができる。）を超えるときを除き、不正行為とみなす。ただし、被告発者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、その責によらない理由により、当該基本的要素を十分に示すことができなくなった場合等正当な理由があると認められる場合はこの限りではない。

(認定)

第 12 条 調査委員会は、本調査開始後、原則として150日以内に、調査内容について、不正行為が行われたか否かを判定し、不正行為と認定した場合は、その内容及び不正行為に関与した者とその関与の度合並びに不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割、当該研究費の不正使用における役割及び不正に使用された研究費の額を認定する。

- 2 不正行為が行われなかったと認定される場合であって、調査を通じて告発が悪意に基づくものであることが判明したときは、調査委員会は併せてその旨の認定を行う。ただし、この認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。

(配分機関への報告及び調査への協力等)

第 13 条 学長は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議しなければならない。

- 2 告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。
- 3 また、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告する。

- 4 配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を配分機関に提出する。
- 5 調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる。

(調査結果の通知及び報告)

第 14 条 学長は、調査委員会の調査結果を速やかに告発者及び被告発者等（被告発者以外で不正行為に関与したと認定された者を含む。以下同じ。）に通知する。被告発者等が本学以外の機関に所属している場合は、当該所属機関に当該調査結果を通知する。

また、当該事案に係る研究に対する資金を配分した機関にも調査結果を報告する。

- 2 悪意に基づく告発との認定があった場合、学長は告発者の所属機関にも通知する。
(不服申立て)

第 15 条 不正行為と認定された被告発者等及び悪意に基づくものと認定された告発者（被告発者の不服申立ての審査の段階で悪意に基づく告発と認定された者を含む。以下同じ。）は、調査結果の通知を受けてから2週間以内に不服申立てをすることができる。

- 2 学長は、被告発者等から不正行為の認定に係る不服申立てがあったときは、当該告発者に通知し、当該事案に係る研究費を配分した機関に報告する。被告発者等が本学以外の機関に所属している場合は当該被告発者等の所属機関にも通知する。また、悪意に基づく告発と認定された告発者から不服申立てがあったときは、被告発者及び告発者の所属機関に通知し、当該事案に係る研究に対する資金を配分した機関にも報告する。

- 3 不服申立ての審査は調査委員会が行う。ただし、不服申立ての趣旨が、調査委員会の構成等その公正性に関わるものである場合には、学長の判断により、調査委員会に代えて、他の者に審査させることができる。

- 4 調査委員会は、不服申立てについて、趣旨、理由等を勘案し、再調査すべきか否かを決定する。再調査を開始した場合は、不正行為と認定された被告発者等から不服申立てがあったときは、原則として50日以内、悪意に基づく告発と認定された告発者から不服申立てがあったときは、原則として30日以内に本調査の結果を覆すか否かを決定し、学長に報告する。学長は、再調査結果を、告発者、被告発者等及び当該事案に係る研究費を配分した機関に通知する。また、不正行為と認定された被告発者等から不服申立てがあったときは、被告発者等が、本学以外の機関に所属している場合は当該被告発者等の所属機関に通知し、悪意に基づく告発と認定された告発者から不服申立てがあったときは、当該告発者の所属機関に通知する。

(調査結果の公表)

第 16 条 学長は、調査委員会において不正行為が行われたと認定したときは、速やかに、不正行為に関与した者の氏名・所属、不正行為の内容、本学が公表時までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等調査結果を公表する。

2 学長は、調査委員会において不正行為が行われなかったと認定したときは、原則として調査結果を公表しない。ただし、論文等に故意によるものでない誤りがあった場合等は、調査結果を公表する。

3 前項の認定において、悪意に基づく告発との認定があったときは、告発者の氏名・所属を併せて公表する。

(調査中における一時的措置)

第 17 条 学長は、本調査の実施決定後、調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、告発された研究に係る研究費の支出を停止することができる。

(不正行為が行われたと認定された場合の措置)

第 18 条 不正行為と認定された場合、不正行為への関与が認定された者並びに関与したとまでは認定されないが、不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された著者（以下「被認定者」という。）が本学に所属するときは、学長は、当該被認定者に対し、ただちに当該研究に係る研究費の使用中止を命ずることとし、不正行為と認定された論文等の取り下げを勧告するとともに、学校法人都築学園就業規則（以下「就業規則」という。）に基づく処分等必要な措置を講ずる。

(不正行為が行われなかったと認定された場合の措置)

第 19 条 不正行為が行われなかったと認定された場合、学長は、本調査に際して実施した研究費支出の停止及び証拠保全の措置を解除する。

2 学長は、不正行為が行われなかったと認定された者については、その名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じなければならない。

3 学長は、告発が悪意に基づくものと認定されたときは、告発者が、本学職員の場合は就業規則に基づく処分等必要な措置を講ずる。また、当該者が他機関に所属する場合は当該機関に通知し、その他の者の場合はその他必要な措置を講ずる等適切な処置を行う。

(守秘義務)

第 20 条 この規程における研究活動の不正行為への対応に携わる者は、告発の内容その他不正行為の調査に関する事項についての秘密を守らなければならない。

(庶務)

第 21 条 この規程に関する庶務は、埼玉法人事務局総務課が行うものとする。

(雑則)

第 22 条 この規程に定めるもののほか、研究活動の不正行為への対応に関し必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第 23 条 この規程の改廃は、教授会の意見を聴いて学長が定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。